物価_翌債

令和5年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県名	茨城県
地方公共団体名	大子町
都道府県・市町村コード(5桁)	08364
担当部局課名	まちづくり課
担当者氏名	
電話番号	0295-72-1131
メールアドレス	machi@town.daigo.lg.jp

交付対象経費（地方単独事業費）

国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	81,486
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費 交付限度額②	158,200
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費 交付限度額③	3,138
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費 交付限度額④	38,900
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費 交付限度額⑤	770
国のR5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥	-

既配分額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	-
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費 交付限度額②	120,456
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費 交付限度額③	3,138
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費 交付限度額④	-
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費 交付限度額⑤	-
既配分額 国のR5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥	-
今回配分予定額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	58,635
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費 交付限度額②	30,114
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費 交付限度額③	-
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費 交付限度額④	38,900
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費 交付限度額⑤	770
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥	-
配分予定額計 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	58,635
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費 交付限度額②	150,570
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費 交付限度額③	3,138
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費 交付限度額④	38,900
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費 交付限度額⑤	770
配分予定額計 国のR5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥	-
配分予定額計	252,013

国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①		58,635
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費 交付限度額②		120,456
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費 交付限度額③		30,114
小計 交付限度額②		150,570
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費 交付限度額③		4,302
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費 交付限度額③（令和6年1月通知分）		1,076
小計 交付限度額③		5,378
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費 交付限度額④（令和5年12月通知分）		110,410
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費 交付限度額⑤（令和5年12月通知分）		7,422
国のR5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥（令和6年1月通知分）		-
自動計算分		-
手動入力分		-
本省補助希望額（R5補正予算により措置された推奨事業メニュー分交付限度額①に係る希望額）小計：自動計算分＋手動入力分（交付限度額①を上限とする）		-
本省補助希望額（R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（給付費）交付限度額②に係る希望額）		-
本省補助希望額（R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（事務費）交付限度額③に係る希望額）		2,240
本省補助希望額（R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（給付費）交付限度額④に係る希望額）		71,510
本省補助希望額（R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（事務費）交付限度額⑤に係る希望額）		6,652
本省補助希望額（R5予備費により措置された給付支援サービス分 交付限度額⑥に係る希望額）		-
交付限度額計		332,415

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	③を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B2 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B3 国のR5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費	B3 国のR5予備費（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費	B4 国のR5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記）①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③総事業費（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業期間	事業期間 ※この他は変えれません。	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2（事業の終期が令和6年3月を超えることが見込まれる場合、その事情） ※可変部分 ※この他は変えれません。	備考3	自治体での予算区分
										合計	282,494	282,494	81,486	158,200	3,138	38,900	770	-	-												
1	R5.補正	低所得	○	○	○	物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		161,338	161,338	-	158,200	3,138	-	-	-	-	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯 2260世帯×70千円 事務費　3138千円 事務費の内容 ［需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 人件費 として支出］ ④R5年度分の住民税非課税世帯（2260世帯）	－	○	－	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
2	R5.予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		33,573	33,573	-	-	-	33,000	573	-	-	①デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続くなかで低所得世帯の負担軽減を図る観点から、R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯に該当する世帯に対し給付金を支給し、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯　330世帯×100千円 事務費　人件費 573千円 ④R5年12月1日において大子町住民基本台帳に記録されている者 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯480世帯※330世帯	－	○	－	R6.3	R6.4以降	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ	対象分野に関連しない	算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が6月下旬となるため		R5補正（地）
3	R5.予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		5,697	5,697	-	-	-	5,500	197	-	-	①デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続くなかで低所得世帯の負担軽減を図る観点から、R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯へ子ども加算（18歳以下の子1人あたり50千円）を給付し、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得の子育て世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯におけるチャイルド人数　110人×50千円 事務費　人件費 197千円 ④R5年12月1日において大子町住民基本台帳に記録されている者 R5年度分の住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯で扶養されている18歳以下の子の人数145人※110人	－	○	－	R6.3	R6.4以降	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ	対象分野に関連しない	算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が6月下旬となるため		R5補正（地）
4	R5.予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	－		400	400	-	-	-	400	-	-	-	①デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続くなかで低所得世帯の負担軽減を図る観点から、新たに令和6年度分住民税均等割非課税又は均等割のみ課税となる見込みの世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付し、低所得の方々の生活を維持する。 ②新たに令和6年度分住民税非課税又は均等割のみ課税となる見込みの世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　住民税均等割非課税世帯　4世帯　4人×100千円＝400千円 ④・令和5年12月1日において大子町住民基本台帳に記録されている者 ・判で把握する変計急変世帯4世帯について、令和5年分の確定申告	－	○	－	R6.2	R6.4以降	令和6年3月31日までに、対象世帯4世帯4人へ100%支給	ホームページ	対象分野に関連しない	算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が6月下旬となるため		R5補正（地）
5											-	-	-	-	-			-													
6											-	-	-	-	-	-	-														
7											-	-				-	-	-	-												
8											-	-	-	-	-			-	-												
9											-	-		-	-			-													
10	R5.補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応特産農産物等作付支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		3,600	3,600	3,600						-	①原油価格・物価高騰の影響により、農業経営が圧迫されていることから、作付面積に応じた補助給付をすることにより、特産農産物生産農家を支援する。 ②補助金　3,600千円 ③奥久慈茶作付支援事業分　　3千円/10a×30ha＝900千円 果樹付付支援事業分（桃、ぶどう）3千円/10a×50a＝150千円 奥久慈りんご作付支援事業分　　3千円/10a×55ha＝1,650千円 奥久慈大子蕎麦作付支援事業分 3千円/10a×20ha＝600千円 特産野菜等作付支援事業分　　3千円/10a×10ha＝300千円 ④特産農産物作付農家	－	－	－	R6.1	R6.3	支援件数　120件	ホームページ	農林水産・食品分野			R5補正（地）
11	R5.補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応奥久慈枝物作付支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		100	100	100						-	①原油価格・物価高騰の影響により、農業経営が圧迫されていることから、作付面積に応じた補助給付をすることにより、奥久慈枝物生産農家を支援する。 ②補助金　100千円 ③1千円/10a×10ha＝100千円 ④枝物作付農家	－	－	－	R6.1	R6.3	支援件数　10件	ホームページ	農林水産・食品分野			R5補正（地）
12	R5.補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応和牛乳牛飼料支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		17,350	17,350	17,350						-	①原油価格・物価高騰の影響により、畜産・酪農経営が圧迫されていることから、飼養頭数に応じた補助給付をすることにより、肉用牛生産農家及び酪農家を支援する。 ②補助金　17,350千円 ③乳用牛分　175千円×300頭＝5,250千円 肉用牛分　5.5千円×2200頭＝12,100千円 ④畜産・酪農家	－	－	－	R6.1	R6.3	支援頭数　2,400頭	ホームページ	農林水産・食品分野			R5補正（地）
13	R5.補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応奥久慈しゃも生産支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		900	900	900						-	①原油価格・物価高騰の影響により、奥久慈しゃも生産農家の経営が圧迫されていることから、収容羽数に応じた補助給付をすることにより、奥久慈しゃも生産農家を支援する。 ②補助金　900千円 ③50円×18,000羽＝900千円 ④奥久慈しゃも生産農家	－	－	－	R6.1	R6.3	支援羽数　17,000羽	ホームページ	農林水産・食品分野			R5補正（地）

※事務連絡参照

住民税均等割非課税世帯への支援（低所得枠）	
住民税均等割のみ課税世帯への支援（一体給付）	
こども加算（一体給付）	
新たに住民税非課税等となる世帯への支援（一体給付）	
調整給付（一体給付）	
給付支援サービス（一体給付）	
住民税均等割非課税世帯等への支援に係る本体分の事業費	
一体給付に係る本体分の事業費（上乗せ1・予備費）	
住民税均等割非課税世帯等への支援分の事業費（上乗せ2・推奨分）	

対象範囲内

禁押禁止法の対象範囲

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 2 B 1 国の R5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B 2 国の R5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B 2 国の R5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B 3 国の R5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B 3 国の R5予備費（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B 4 国の R5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④をふまえてそれぞれの項目毎に明記）①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③経営概況（対象数、業態等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業期間	事業期間 ※可変部分 ※この他は変えません。	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	繰越？（事業の期間が令和6年3月を超えることが見込まれる場合、その事情） ※可変部分 ※この他は変えません。	備考3	自治体での予算区分
14	R5_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応上水道基本料金支援（生活者）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	③推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰等のコスト上昇分を価格転嫁することなく事業継続することができ、生活者等に速やかに直接効果が及ぶとともに、生活者等の負担軽減につながる事業である。	21,221	21,221	21,221						－	①重要な生活インフラであり、ほぼ全世帯に普及している上水道料金を減免し、物価高騰に直面している生活者を支援する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金（メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く）の減免に係る費用 【工事費合計21,221千円】 6,413円×一般用基本料金1,600円×2か月＝20,521,600円 39円×大口1用基本料金7,700円×2か月＝554,400円 5円×大口2用基本料金14,500円×2か月＝145,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 (1)令和6年1月1日～2月29日の間に量水器検針を受け、令和6年2月分水道料金が確定した者 (2)令和6年2月1日～3月31日の間に量水器検針を受け、令和6年3月分水道料金が確定した者 ただし、官公庁庁舎、茨城県警察本部駐在所事務室を対象から除く。	－	－	－	R6.2	R6.3	対象6,454戸すべての基本料金を減免	ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
15	R5_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応上水道基本料金支援（医療施設等）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		746	746	746						－	①重要な事業インフラであり、ほぼ全事業所に普及している上水道料金を減免し、物価高騰に直面している事業者を支援する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金（メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く）の減免に係る費用 【工事費合計746,400円×748千円】 33円×一般用基本料金1,600円×2か月＝105,600円 2円×大口1用基本料金7,700円×2か月＝30,800円 14円×大口2用基本料金14,500円×2か月＝406,000円 3円×団体用基本料金2,000円×2か月＝12,000円 16円×学校用基本料金6,000円×2か月＝192,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 (1)令和6年1月1日～2月29日の間に量水器検針を受け、令和6年2月分水道料金が確定した者 (2)令和6年2月1日～3月31日の間に量水器検針を受け、令和6年3月分水道料金が確定した者 ただし、官公庁庁舎、茨城県警察本部駐在所事務室を対象から除く。	－	－	－	R6.2	R6.3	対象48事業所すべての基本料金を減免	ホームページ	医療（光熱費関係）			R5補正（地）
16	R5_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応上水道基本料金支援（中小企業等）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		2,672	2,672	2,672						－	①重要な事業インフラであり、ほぼ全事業所に普及している上水道料金を減免し、物価高騰に直面している事業者を支援する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金（メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く）の減免に係る費用 【工事費合計2,671,800×2,672千円】 479円×一般用基本料金1,600円×2か月＝1,532,800円 25円×大口1用基本料金7,700円×2か月＝385,000円 26円×大口2用基本料金14,500円×2か月＝754,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 (1)令和6年1月1日～2月29日の間に量水器検針を受け、令和6年2月分水道料金が確定した者 (2)令和6年2月1日～3月31日の間に量水器検針を受け、令和6年3月分水道料金が確定した者 ただし、官公庁庁舎、茨城県警察本部駐在所事務室を対象から除く。	－	－	－	R6.2	R6.3	対象530事業所すべての基本料金を減免	ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
17	R5_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応上水道基本料金支援（公の施設）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	③推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰等のコスト上昇分を価格転嫁することなく事業継続することができ、生活者等に直接効果が及ぶ事業である。	511	511	511						－	①物価高騰等の影響下において、直接住民の用に供する公の施設であるため国等を安定的に運営するため、上水道料金を減免し、物価高騰等の影響を受けている住民の日常生活を維持する。 ②大子町水道事業会計に繰り出し、水道料金のうち基本料金（メーター使用料、従量料金及び消費税等を除く）の減免に係る費用 【工事費合計510,600×511千円】 101円×一般用基本料金1,600円×2か月＝323,200円 1円×大口1用基本料金7,700円×2か月＝15,400円 4円×大口2用基本料金14,500円×2か月＝116,000円 14円×団体用基本料金2,000円×2か月＝56,000円 ④大子町水道事業と給水契約を結ぶ者のうち、 (1)令和6年1月1日～2月29日の間に量水器検針を受け、令和6年2月分水道料金が確定した者 (2)令和6年2月1日～3月31日の間に量水器検針を受け、令和6年3月分水道料金が確定した者 ただし、官公庁庁舎、茨城県警察本部駐在所事務室を対象から除く。	－	－	－	R6.2	R6.3	対象120か所すべての基本料金を減免	ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
18	R5_補正	推奨事業	○	○	○	大子町水道施設電気料高騰対策支援金	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	③推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰等のコスト上昇分を価格転嫁することなく事業継続することができ、生活者等に速やかに直接効果が及ぶ事業である。	19,121	19,121	19,121						－	①電気料高騰により財政が逼迫している状況下で、公民館活動に係る各事業が継続又は中止することなく推進する。 ②施設運営にかかる電気料高騰相当分 ③電気料高騰による年間増加見込み分　18,121千円 ④大子町水道事業利用者（物価高騰等の影響を受ける生活者及び事業者） ⑤町内の公民館、茨城県警察本部駐在所事務所等が対象となり、 ⑥令和6年2月1日～3月31日の間に電気料金を支払う者 ⑦令和6年2月分の電気料金が確定した者	－	－	－	R5.4	R6.3	利用者の負担増額0円	ホームページ	水道事業者			R5補正（地）
19	R5_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応教育活動推進事業（小学校）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	③推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰等のコスト上昇分を価格転嫁することなく事業継続することができ、生活者等に速やかに直接効果が及ぶ事業である。	6,000	6,000	6,000						－	①物価高騰により財政が逼迫している状況下で、公民館活動に係る各事業が継続又は中止することなく推進する。 ②小学校電気料高騰相当分 ③当初予算額　9,000千円 年間予定額　3,066千円×11.934千円＝15,000千円 ・実績額（4～8月）　1,022千円×3月＝3,066千円 ・予定額　1,326千円×9月＝11,934千円 年間予定額15,000千円－当初予算額9,000千円＝高騰分見込6,000千円 ④小学校児童数（令和6年度末時点予定） ⑤物価高騰により財政が逼迫している状況下で、公民館活動に係る各事業が継続又は中止することなく推進する。 ⑥令和6年2月1日～3月31日の間に電気料金を支払う者 ⑦令和6年2月分の電気料金が確定した者	－	－	－	R5.4	R6.3	保護者の負担増額0円	ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
20	R5_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応教育活動推進事業（中学校）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	③推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰等のコスト上昇分を価格転嫁することなく事業継続することができ、生活者等に速やかに直接効果が及ぶ事業である。	3,300	3,300	3,300						－	①物価高騰により財政が逼迫している状況下で、公民館活動に係る各事業が継続又は中止することなく推進する。 ②中学校電気料高騰相当分 ③当初予算額　7,200千円 年間予定額　1,939千円×5.541千円＝10,500千円 ・実績額（4～8月）　653千円×3月＝1,959千円 ・予定額　949千円×9月＝5,541千円 年間予定額10,500千円－当初予算額7,200千円＝高騰分見込3,300千円 ④中学校生徒数（令和6年度末時点予定） ⑤物価高騰により財政が逼迫している状況下で、公民館活動に係る各事業が継続又は中止することなく推進する。 ⑥令和6年2月1日～3月31日の間に電気料金を支払う者 ⑦令和6年2月分の電気料金が確定した者	－	－	－	R5.4	R6.3	保護者の負担増額0円	ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
21	R5_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応公民館活動推進事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	③推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰等のコスト上昇分を価格転嫁することなく事業継続することができ、生活者等に速やかに直接効果が及ぶ事業である。	3,149	3,149	3,149						－	①電気料高騰の影響が大きい中において、公民館活動に係る各事業を延期又は中止することなく推進する。 ②施設運営にかかる電気料高騰相当分 ③年間電気料見込額10,148千円－当初予算額7,000千円＝電気料高騰額3,148千円（年間電気料内訳：大子町中央公民館4,371千円、袋上1,061千円、佐原425千円、黒沢1,189千円、宮川636千円、生瀬819千円、袋田334千円、上小川742千円、下小川771千円） ④大子町立中央公民館、コミュニティセンター（8カ所）	－	－	－	R5.4	R6.3	利用者の負担増額0円	ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
22	R5_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対応学校給食提供事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		2,816	2,816	2,816						－	①電気料高騰の影響が大きい中において、学校給食を小中学校、幼稚園等へ安全安心で安定的に供給する。 ②施設運営にかかる電気料高騰相当分 ③上半期増加分　651千円 下半期増加分　2,165千円 ④大子町立学校給食センター	－	－	－	R5.4	R6.3	給食が提供できない等の理由による保護者の負担増額0円	ホームページ	給食			R5補正（地）
23											－	－																			
24											－	－																			
25											－	－																			
26											－	－																			
27											－	－																			
28											－	－																			
29											－	－																			
30											－	－																			
31											－	－																			
32											－	－																			
33											－	－																			
34											－	－																			
35											－	－																			
36											－	－																			
37											－	－																			
38											－	－																			
39											－	－																			
40											－	－																			
41											－	－																			
42											－	－																			
43											－	－																			
44											－	－																			
45											－	－																			
46											－	－																			
47											－	－																			
48											－	－																			
49											－	－																			
50											－	－																			
51											－	－																			
52											－	－																			
53											－	－																			
54											－	－																			
55											－	－																			
56											－	－																			
57											－	－																			
58											－	－																			
59											－	－																			
60											－	－																			
61											－	－																			
62											－	－																			
63											－	－																			
64											－	－																			
65											－	－																			
66											－	－																			
67											－	－																			
68											－	－																			
69											－	－																			
70											－	－																			
71											－	－																			
72											－	－																			
73											－	－																			
74											－	－																			
75											－	－																			
76											－	－																			
77											－	－																			
78											－	－																			
79											－	－																			
80											－	－																			
81											－	－																			
82											－	－																			
83											－	－																			
84											－	－																			
85											－	－																			
86											－	－																			
87											－	－																			
88											－	－																			
89											－	－																			
90											－	－																			
91											－	－																			
92											－	－																			
93											－	－																			
94											－	－																			
95											－	－																			
96											－	－																			
97											－	－																			
98											－	－																			
99											－	－																			
100											－	－																			
101											－	－																			
102											－	－																			
103											－	－																			
104											－	－																			
105											－	－																			
106											－	－																			
107											－	－																			
108											－	－																			
109											－	－																			
110											－	－																			
111											－	－																			